

1 指定等の手続

(1) 事業者等の種類による指定等について

指定事業者になろうとする者は、都道府県知事（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防支援は、市町村長）に申請を行い、サービスの種類及びサービス事業を行う事業所ごとに指定又は開設の許可を受ける必要があります。

また、基準該当サービス、離島等における相当サービスについては、市町村の判断が必要です。

(参考) 事業者等の種類

事業者等の種類は次のとおりです。

事業者等の種類等

事業者等の種類	指定(認定)権者	効力範囲	要件		介護報酬の支払
			法人格	人員等	
指定居宅サービス事業者等	都道府県	全国	要	有	1割 利用者支払 9割 市町村支払(国民健康保険団体連合会に支払委託)
基準該当サービス事業者	市町村	当該市町村	不要	一部緩和	利用者が費用を全額支払(市町村が9割相当額を払い戻し)＜償還払い＞
離島等における相当サービス事業者	市町村	当該市町村	不要	(一定の質は必要)	利用者が費用を全額支払(市町村が9割相当額を払い戻し)＜償還払い＞
指定地域密着型サービス事業者等	市町村	当該市町村	要	有	1割 利用者支払 9割 市町村支払(国民健康保険団体連合会に支払委託)

詳細は次のとおりです。

指定居宅サービス事業者等

()指定居宅サービス事業者(法第70条~第78条)

居宅サービス事業を行う者のうち、都道府県知事の指定を受けた者です。

指定を受けるには、次の要件を満たすことが必要です。

ア 法人であること

下記のものについては、法人格は不要です。

- ・ 病院、診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護
- ・ 薬局により行われる居宅療養管理指導

イ 人員基準を満たすこと

ウ 設備・運営基準を満たすこと

- ()指定居宅介護支援事業者（法第79条～第85条）
居宅介護支援事業を行う者のうち、都道府県知事の指定を受けた者です。
指定を受けるには、次の要件を満たす必要があります。
- ア 法人であること
 - イ 人員基準を満たすこと
 - ウ 運営基準を満たすこと
- ()指定介護老人福祉施設（法第86条～第93条）
特別養護老人ホームのうち、都道府県知事の指定を受けたものです。
指定を受けるには次の要件を満たす必要があります。
- ア 人員基準を満たすこと
 - イ 設備・運営基準を満たすこと
- ()介護老人保健施設（法第94条～第106条）
介護保険法に基づき介護老人保健施設の開設の許可を受けたものです。
許可を受けるには、次の要件を満たす必要があります。
- ア 開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定めるものであること
 - イ 人員基準を満たすこと
 - ウ 設備・運営基準を満たすこと
- ()指定介護療養型医療施設（法第107条～第115条）
療養病床を有する病院又は診療所であって、都道府県知事の指定を受けたものです。
指定を受けるには、次の要件を満たす必要があります。
- ア 人員基準を満たすこと
 - イ 設備・運営基準を満たすこと
- ()指定介護予防サービス事業者（法第115条の2～第115条の10）
介護予防サービス事業を行う者のうち、都道府県知事の指定を受けた者です。
- ア 法人であること
下記のものについては、法人格は不要です。
 - ・ 病院、診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護
 - ・ 薬局により行われる居宅療養管理指導
 - イ 人員基準を満たすこと
 - ウ 設備・運営基準を満たすこと

基準該当サービス事業者（法第42条、第54条）

指定事業者としての要件のうち一部を満たしていない居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者で、指定サービスと同じような水準のサービスの提供が可能であるとして市町の判断によりそのサービスを保険給付の対象とすることが認められたものです。

事業者の具体的な要件は、厚生労働省令等で定められており、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、福祉用具貸与及び居宅介護支援が対象サービスとなります。

離島等における相当サービス事業者（法第42条、第54条）

指定居宅サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域において、当該サービスに求められる人員基準・設備運営基準等を満たしていない事業者によるサービスであっても、これらに相当するサービスとして、市町の判断によりそのサービスを保険給付の対象とすることが認められた事業者です。

指定地域密着型サービス事業者等

()指定地域密着型サービス事業者（法第78条の2～第78条の11）

地域密着型サービス事業を行う者のうち、市町村長の指定を受けた者です。

指定を受けるには、次の要件を満たすことが必要です。

- ア 法人であること
- イ 人員基準を満たすこと
- ウ 設備・運営基準を満たすこと

()指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第115条の11～第115条の19）

地域密着型介護予防事業を行う者のうち、市町村長の指定を受けた者です。

指定を受けるには、次の要件を満たすことが必要です。

- ア 法人であること
- イ 人員基準を満たすこと
- ウ 運営基準を満たすこと

(2) 指定の単位

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うこととなります。

ただし、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等(サテライト)であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として指定することができます。

利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

職員の勤務体制、勤務内容等が一体的に管理されること。事業所内において、必要な場合に、従業員相互の間で支援が行える体制にあること。

苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。

人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われていること。

(3) 指定（開設許可）の申請

都道府県知事の指定（介護老人保健施設にあっては開設許可）の申請は、指定（許可）申請書（第1号様式）に、付表、添付書類一覧の書類を添付して行ってください。

参照

かがわ介護保険情報ネット>>事業者支援情報>>様式集>>指定申請等様式集

<http://www.hw.kagawa-swc.or.jp/kaigo/jigyosya/youshiki/index.html>

なお、次に掲げる事業者については、指定申請の手続を行うことなく、同表に定めるサービスの提供事業者の指定があったものとみなされ、サービスの提供を行えることとなります。

事業者指定に係る特例措置

番号	種別	訪問看護	訪問介護	居宅療養	通所介護	短期療養
1	保険医療機関	■	■	■		
2	保険薬局			■		
3	介護老人保健施設				■	■
4	介護療養型医療施設	■	■	■		■

【備考】

1. ■は、保険医療機関若しくは保険薬局等の指定等があったとき、介護保険法第71条第1項の規定によりみなされるもの。
2. □は、介護老人保健施設の開設許可を受けたとき、介護保険法第72条第1項の規定によりみなされるもの。
3. ▨は、介護療養型医療施設の指定を受けたとき、介護保険法第72条第1項の規定によりみなされるもの。

指定の申請は、香川県長寿社会対策課まで、申請書に必要書類を添えて提出してください。

介護保険法の規定により指定申請を行わずにサービス提供事業者となれる場合は、別段の申出（次の(4)）を行わない限り、指定があったものとみなされます。

(4) 別段の申出

前記「(3) 指定（開設許可）の申請」のうち、後段の特例措置を受けない場合（サービス提供を行わない場合）には、「指定を不要とする旨の申出書」（第2号様式）を提出してください。

指定を不要とする旨の申出は、香川県長寿社会対策課まで、申出書を提出してください。

指定基準を満たしていない場合は、指定（開設許可）の取消事由に該当します。特例措置がある場合にも、基準を満たし得ない場合には、「指定を不要とする旨の申出書」を提出してください。

(5) 変更の届出

http://www.hw.kagawa-swc.or.jp/kaigo/jigyosya/youshiki/pdf_index/2-3-2.pdf に掲げる変更の届出が必要な事項について変更があった場合には、「変更届出書」(第3号様式)を提出してください。

変更の届出は、香川県長寿社会対策課まで、届出書に必要書類を添えて提出してください。

(6) 事業の廃止、休止又は再開の届出

居宅サービス又は居宅介護支援の事業を廃止、休止又は再開する場合には、「廃止・休止・再開届出書」(第4号様式)を提出してください。

事業の廃止、休止又は再開の届出は、香川県長寿社会対策課まで、届出書に必要書類を添えて提出してください。

(7) 指定の辞退

介護老人福祉施設、介護療養型医療施設が指定の辞退をする場合には、「指定辞退届出書」(第5号様式)を提出してください。

指定の辞退の届出は、香川県長寿社会対策課まで、届出書に必要書類を添えて提出してください。

(8) 介護老人保健施設に係る諸手続

上記以外に、介護老人保健施設に関する手続には次のものがあります。

開設許可事項(敷地面積、建物構造、施設共用の場合の利用計画、運営規程 [職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る]、協力病院 [病院の変更に限る])の変更の許可

「介護老人保健施設開設許可事項変更申請書」(第6号様式)により申請してください。

管理者の承認

「介護老人保健施設管理者承認申請書」(第7号様式)により申請してください。

広告の許可

「介護老人保健施設広告事項許可申請書」(第8号様式)により申請してください。

申請は、香川県長寿社会対策課まで、申請書に必要書類を添えて提出してください。

(9) 介護療養型医療施設に係る諸手続

上記以外に介護療養型医療施設についての手続には次のものがあります。

入所定員増加に係る指定変更

「指定介護療養型医療施設指定変更申請書」(第9号様式)により申請してください。

申請は、香川県長寿社会対策課まで、申請書に必要書類を添えて提出してください。